

子を持つ生殖の手段が、法規制も子ども自身の権利も欠けたまま拡大してきた日本。特に近年、急増する会員制交流サイト（SNS）上での個人間の精子取引について、当事者の話から実態に迫ったのが順天堂大助教だった入澤仁美さんの研究だ。

入澤さんは二〇二〇年秋、「精子提供」「精子ボランティア」などとうたうアカウントに連絡を取り、協力の得られた七人にインタビューした。性交渉目当てや面白半分のアカウントも多い中、七人は困っている人を助けたいなどと信念を持って活動していた。だがその信念が「根本から曲がっている人もいる」と入澤さんは感じた。



視点

私はこう見る

小嶋麻友美

出自を知る権利

生まれる子に寄り添う法に

ある男性は婚活がうまくいかず、シングル女性に精子を提供して「疑似家族」になることを求めている。別の男性は自分自身が、提供精子による人工授精（AID）で出生していた。精子提供者が名門

会を望んでいたといい、「子どもの『出自を知る権利』の趣旨を履き違えて、『子どもが自分に会いに来る』と思っている個人ドナーは多い」と入澤さんは懸念した。「子どもが自分のルーツを、自分の精子、卵子の提供者や生まれた子の情報を公的機関が一元管理し、子どもは成人後にアクセスできるとした。「提供者との対話につなげ、子の権利を担保する」と議員は強調したが、はたしてそうか。子どもが無条件で得られる情報は、生まれた子のリスト

ける。遺伝上の親の姿が見えず苦しむ子ども側の訴えは、置き去りにされたに等しい。骨子案は、情報開示を恐れてドナーが不足するという懸念に配慮し、子を望む大人の権利を尊重したものだ。生殖について、私たちの社会がどんな倫理観や家族のかたちを共有するかの議論も、抜け落ちて

の大病院の医学生だったとされ、男性は高学歴の遺伝子を継いだことを誇り、「精子提供で子を産みたい人は学歴でドナーを選ぶべきで、それが子どもの幸せだ」と主張した。

ために知る権利なのに」第三者の精子や卵子を使う生殖補助医療について、超党派の議員連盟は今月、新法の骨子案を公表。二十年越しの立法作業が動き始めた。

焦点の一つの子どもの「出自を知る権利」については、自分が登録されているかどうかだけ。ドナーの情報を求めても、その時のドナーの意向次第とされている。

公的機関に対してドナーが情報の開示を拒めば、子どもはただ「誰か」の精子で自分が生まれた事実だけを抱え続け

二人とも生まれた子との面

自を知る権利」については、

が生まれた事実だけを抱え続け

く。

(社会部)